

改正後	現行
さかの稼げる水田農業推進事業実施要領	さかの稼げる水田農業推進事業実施要領
制定 令和5年3月31日 園農第2811号 改正 令和6年4月 1日 園農第134号 <u>改正 令和7年4月 1日 園農第30号</u>	制定 令和5年3月31日 園農第2811号 改正 令和6年4月 1日 園農第134号
第1～10条 【略】	第1～10条 【略】
第11 個人情報の取扱い この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。 なお、県における個人情報の取扱いについては、 佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム 佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。	第11 個人情報の取扱い この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。 なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。
第12 稲わら及び麦わらの有効活用計画の実践 事業の採択に当たっては、過年度、本事業を実施した事業実施主体において、別表1の採択要件の2に規定する「稲わら及び麦わらの有効活用計画」が、実践されている市町から優先的に行うものとする。	第12 稲わら及び麦わらの有効活用計画の実践 事業の採択に当たっては、過年度、本事業を実施した事業実施主体において、別表1の採択要件の2に規定する「稲わら及び麦わらの有効活用計画」が、実践されている市町から優先的に行うものとする。
第13 その他 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるところによるものとする。	第13 その他 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるところによるものとする。
附 則 この要領は、令和5年度から適用する。 附 則 この要領は、令和6年度から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年度から適用する。</u>	附 則 この要領は、令和5年度から適用する。 附 則 この要領は、令和6年度から適用する。

別表1

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
1 低コスト・高品質化条件整備事業	1 超省力・低コスト化タイプ この事業は、大幅な省力化や低コスト化が可能な革新技術の導入等に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。 (1)水稲直播用機械 <u>(鎮圧ローラー含む)</u> (2)レーザーレベラー (3)大豆コンバイン (4)大豆不耕起播種機 (5)トラクターカルチ (6)自動操舵システム (7)トラクター (8)田植機 <u>(ロボット田植機含む)</u> (9)自脱型コンバイン (10)農業用機械倉庫 (11)その他革新技術の導入等に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設	1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Iに規定する制度をいう。以下同じ。)に取り組む次に掲げる組織等とする。 (1)集落営農組織(経営所得安定対策等実施要綱IVの第1の1の(1)の①のイに定める交付対象者である「集落営農」とする。以下同じ。)から移行した、若しくは農業集落を基盤とした農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下「集落営農法人」という。) (2)集落営農組織 ただし、集落営農組織については、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までに新たにプール計算を実施する計画であること又は既に実施していることとし、事業内容1の(1)水稲直播用機械、(2)レーザーレベラー、(3)大豆コンバイン、(4)大豆不耕起播種機、(5)トラクターカルチ、(6)自動操舵システム、(10)農業用機械倉庫を整備する場合に限	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行なうこと。 2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらを焼却せず有効に活用する計画(以下「稲わら及び麦わらの有効活用計画」という。)を策定していること。 3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。 4 事業内容(7)、(8)、(9)を整備する場合は取り組む品目ごとに新たにプール計算を実施する計画であること。

別表1

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
1 低コスト・高品質化条件整備事業	1 超省力・低コスト化タイプ この事業は、大幅な省力化や低コスト化が可能な革新技術の導入等に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。 (1)水稲直播用機械 (2)レーザーレベラー (3)大豆コンバイン (4)大豆不耕起播種機 (5)トラクターカルチ (6)自動操舵システム (7)トラクター (8)田植機 (9)自脱型コンバイン (10)農業用機械倉庫 (11)その他革新技術の導入等に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設	1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Iに規定する制度をいう。以下同じ。)に取り組む次に掲げる組織等とする。 (1)集落営農組織(経営所得安定対策等実施要綱IVの第1の1の(1)の①のイに定める交付対象者である「集落営農」とする。以下同じ。)から移行した、若しくは農業集落を基盤とした農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下「集落営農法人」という。) (2)集落営農組織 ただし、集落営農組織については、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までに新たにプール計算を実施する計画であること又は既に実施していることとし、事業内容1の(1)水稲直播用機械、(2)レーザーレベラー、(3)大豆コンバイン、(4)大豆不耕起播種機、(5)トラクターカルチ、(6)自動操舵システム、(10)農業用機械倉庫を整備する場合に限	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行なうこと。 2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらを焼却せず有効に活用する計画(以下「稲わら及び麦わらの有効活用計画」という。)を策定していること。 3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。 4 事業内容(7)、(8)、(9)を整備する場合は取り組む品目ごとに新たにプール計算を実施する計画であること。

改正後				現行			
		<p>る。</p> <p>(3) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。）</p> <p>ただし、事業内容1の(1) 水稻直播用機械、<u>(2) レーザーレベラー</u>、(4) 大豆不耕起播種機及び(5) トラクターカルチ（ただし、大豆不耕起種機が整備されている場合に限る）を整備する場合に限る。</p> <p>(4) 集落営農法人を基本に、集落営農法人、認定農業者又はその両方を加えて組織する団体（以下、「集落営農法人を基本とする団体」という。）</p> <p>ただし、事業内容1の(1) 水稻直播用機械、(2) レーザーレベラー、(3) 大豆コンバイン及び(4) 大豆不耕起播種機を整備する場合に限る。</p> <p>(5) その他知事が特に必要と認めた組織</p>				<p>(3) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。）</p> <p>ただし、事業内容1の(1) 水稻直播用機械、(4) 大豆不耕起播種機及び(5) トラクターカルチ（ただし、大豆不耕起種機が整備されている場合に限る）を整備する場合に限る。</p> <p>(4) 集落営農法人を基本に、集落営農法人、認定農業者又はその両方を加えて組織する団体（以下、「集落営農法人を基本とする団体」という。）</p> <p>ただし、事業内容1の(1) 水稻直播用機械、(2) レーザーレベラー、(3) 大豆コンバイン及び(4) 大豆不耕起播種機を整備する場合に限る。</p> <p>(5) その他知事が特に必要と認めた組織</p>	

改正後				現行			
事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
	<p>2 環境保全タイプ この事業は、環境に配慮し、米・麦・大豆の高品質・安定生産に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1)乗用管理機 (2)排水対策用機械 (3)土づくり用機械 (4)稲わら等収集機 (5)逆転ロータリー (6)その他高品質・安定生産に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策に取り組む次に掲げる組織等とする。</p> <p>(1)集落営農法人 (2)集落営農組織 ただし、事業内容2の(3)土づくり用機械、(4)稲わら等収集機を整備する場合に限る。 (3)集落営農法人を基本とする団体 ただし、事業内容2の(1)乗用管理機を整備する場合に限る。 (4)その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行うこと。</p> <p>2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。</p>				
	<p>2 環境保全タイプ この事業は、環境に配慮し、米・麦・大豆の高品質・安定生産に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1)乗用管理機 (2)排水対策用機械 (3)土づくり用機械 (4)稲わら等収集機 (5)逆転ロータリー (6)その他高品質・安定生産に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策に取り組む次に掲げる組織等とする。</p> <p>(1)集落営農法人 (2)集落営農組織 ただし、事業内容2の(3)土づくり用機械、(4)稲わら等収集機を整備する場合に限る。 (3)集落営農法人を基本とする団体 ただし、事業内容2の(1)乗用管理機を整備する場合に限る。 (4)その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行うこと。</p> <p>2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。</p>				

改正後				現行			
事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
	<p>3 888 推進タイプ この事業は、「稼げる水田農業」の実現に向け米・麦・大豆の安定生産を行うとともに、収益性の高い露地野菜等の導入・拡大に取り組む組織に対して、米・麦・大豆の低コスト・安定生産に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1)水稲直播用機械 <u>(鎮圧ローラー含む)</u> (2)レーザーレベラー (3)大豆コンバイン (4)大豆不耕起播種機 (5)トラクターカルチ (6)自動操舵システム (7)トラクター (8)田植機 <u>(ロボット田植機含む)</u> (9)自脱型コンバイン (10)農業用機械倉庫 (11)乗用管理機 (12)排水対策用機械 (13)土づくり用機械 (14)稲わら等収集機 (15)逆転ロータリー (16)農業用ドローン (17)その他低コスト・安定生産に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策に取り組む次に掲げる組織等とする。</p> <p>(1)集落営農法人 (2)集落営農組織 ただし、集落営農組織については、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までに新たにプール計算を実施すること又は既に実施していること。 (3)その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行うこと。</p> <p>2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。</p>		<p>3 888 推進タイプ この事業は、「稼げる水田農業」の実現に向け米・麦・大豆の安定生産を行うとともに、収益性の高い露地野菜等の導入・拡大に取り組む組織に対して、米・麦・大豆の低コスト・安定生産に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1)水稲直播用機械 (2)レーザーレベラー (3)大豆コンバイン (4)大豆不耕起播種機 (5)トラクターカルチ (6)自動操舵システム (7)トラクター (8)田植機 (9)自脱型コンバイン (10)農業用機械倉庫 (11)乗用管理機 (12)排水対策用機械 (13)土づくり用機械 (14)稲わら等収集機 (15)逆転ロータリー (16)農業用ドローン (17)その他低コスト・安定生産に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 事業実施前年度及び事業実施年度において経営所得安定対策に取り組む次に掲げる組織等とする。</p> <p>(1)集落営農法人 (2)集落営農組織 ただし、集落営農組織については、取り組む品目ごとに事業実施年度の翌年度までに新たにプール計算を実施すること又は既に実施していること。 (3)その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 別記2の基準に基づき「効率的生産確立計画」を策定し、その実現に向けた取組を行うこと。</p> <p>2 事業実施主体が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。</p> <p>3 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める組織等であること。</p>

改正後				現行			
事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
	<p>4 中山間地域等担い手育成タイプ この事業は、中山間地域等における効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。 (1) 水稲直播用機械 <u>(鎮圧ローラー含む)</u> (2) トラクター (3) 田植機 <u>(ロボット田植機含む)</u> (4) 自脱型コンバイン (5) 畦塗機 (6) その他中山間地域の生産体制の確立に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占め当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体(以下、「農業者の組織する団体」という。) (1) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。) (2) 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。) (3) 農作業の受託及び共同化等を行う3戸以上の農業者の組織する団体(以下「任意団体」という。) (4) その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 「効率的生産確立計画」について、別記2の基準に基づき策定し、その実現に向けた取組を行なうこと。 2 事業実施主体(広域の組織以外)が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。 事業実施主体が広域の組織の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。 3 本事業で整備する機械・施設の受益となる農用地は、中山間地域等(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産省事務次官依命通知)第4の2に規定する対象農用地、又は傾斜地等により対象農用地に準ずると市町長が認める農用地。以下同じ。)又は農政企画課が実施する「未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱」(令和5年(2023年)3月28日付け農企第1563号通知)に採択された集落若しくは産地であること。 ただし、前述の中山間地域等については、中山間地域等に接し、かつ、同一の農業者の組織する団体が中山間地域等と一体的に農作業を行っている農用地について、市町長が認める場合に限り、中山間地域等の面積未満まで、本事業で整備する機械・施設の受益面積に含めることができる。 4 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める団体であること。</p>		<p>4 中山間地域等担い手育成タイプ この事業は、中山間地域等における効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。 (1) 水稲直播用機械 (2) トラクター (3) 田植機 (4) 自脱型コンバイン (5) 畦塗機 (6) その他中山間地域の生産体制の確立に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>1 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占め当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体(以下、「農業者の組織する団体」という。) (1) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。) (2) 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。) (3) 農作業の受託及び共同化等を行う3戸以上の農業者の組織する団体(以下「任意団体」という。) (4) その他知事が特に必要と認めた組織</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 「効率的生産確立計画」について、別記2の基準に基づき策定し、その実現に向けた取組を行なうこと。 2 事業実施主体(広域の組織以外)が、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。 事業実施主体が広域の組織の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。 3 本事業で整備する機械・施設の受益となる農用地は、中山間地域等(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産省事務次官依命通知)第4の2に規定する対象農用地、又は傾斜地等により対象農用地に準ずると市町長が認める農用地。以下同じ。)又は農政企画課が実施する「未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱」(令和5年(2023年)3月28日付け農企第1563号通知)に採択された集落若しくは産地であること。 ただし、前述の中山間地域等については、中山間地域等に接し、かつ、同一の農業者の組織する団体が中山間地域等と一体的に農作業を行っている農用地について、市町長が認める場合に限り、中山間地域等の面積未満まで、本事業で整備する機械・施設の受益面積に含めることができる。 4 事業実施主体は、市町長が水田農業の担い手と認める団体であること。</p>
	<p>うち農作業受託型 この事業は、中山間地域等における農作業の受託に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p>	<p>上記1に加え以下の要件を満たすこと。 2 農作業受託組織(定款等に農作業受託を行うことが明記されており、構</p>	<p>上記1～4に加え以下の要件を満たすこと。 5 構成員以外の者から農作業を受託する面積又は借入耕地面積を拡大する計画であること。(本事業で整備する機械で行うものに限る。)</p>		<p>うち農作業受託型 この事業は、中山間地域等における農作業の受託に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p>	<p>上記1に加え以下の要件を満たすこと。 2 農作業受託組織(定款等に農作業受託を行うことが明記されており、構成員</p>	<p>上記1～4に加え以下の要件を満たすこと。 5 構成員以外の者から農作業を受託する面積又は借入耕地面積を拡大する計画であること。(本事業で整備する機械で行うものに限る。)</p>

改正後				現行				
	<p>(1) 水稲直播用機械 <u>(鎮圧ローラー含む)</u></p> <p>(2) トラクター</p> <p>(3) 田植機 <u>(ロボット田植機含む)</u></p> <p>(4) 自脱型コンバイン</p> <p>(5) 畦塗機</p> <p>(6) 農業用ドローン</p> <p>(7) その他中山間地域の農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p> <p>うち広域組織型 この事業は、中山間地域等における広域の組織が効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 水稲直播用機械 <u>(鎮圧ローラー含む)</u></p> <p>(2) トラクター</p> <p>(3) 田植機 <u>(ロボット田植機含む)</u></p> <p>(4) 自脱型コンバイン</p> <p>(5) 畦塗機</p> <p>(6) 農業用ドローン</p> <p>(7) その他中山間地域の農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>成員以外の者から農作業受託又は耕地の借り入れを行う組織)</p> <p>上記1に加え以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>3 広域の組織</p> <p>① 原則、大字以上を範囲とすること。</p> <p>② 複数の組織や農業者が関与する組織であり、関与する者の耕作面積の合計が地区内農用地(水田に限る)の1/2を超えていること。</p> <p>③ 定款等に複数の組織や農業者間での農業機械の利用調整、複数の組織や農業者からの農作業受委託調整などを行うことが明記されていること。</p> <p>④ 将来的に、地区内農用地の2/3以上の耕作面積について関与する目標を有する組織であること。</p>	<p>6 本事業で整備する機械の受益となる農用地のうち、構成員以外の者からの農作業受託面積及び借入耕地面積の合計が、受益面積の概ね50%を超える計画であること。</p> <p>上記1～4に加え以下の要件を満たすこと。</p> <p>7 広域の組織を設立後、4年度目以内であること。(設立した年度を1年度目とする。)</p>		<p>(1) 水稲直播用機械</p> <p>(2) トラクター</p> <p>(3) 田植機</p> <p>(4) 自脱型コンバイン</p> <p>(5) 畦塗機</p> <p>(6) 農業用ドローン</p> <p>(7) その他中山間地域の農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p> <p>うち広域組織型 この事業は、中山間地域等における広域の組織が効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 水稲直播用機械</p> <p>(2) トラクター</p> <p>(3) 田植機</p> <p>(4) 自脱型コンバイン</p> <p>(5) 畦塗機</p> <p>(6) 農業用ドローン</p> <p>(7) その他中山間地域の農作業の受託に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設</p>	<p>受託又は耕地の借り入れを行う組織)</p> <p>上記1に加え以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>3 広域の組織</p> <p>① 原則、大字以上を範囲とすること。</p> <p>② 複数の組織や農業者が関与する組織であり、関与する者の耕作面積の合計が地区内農用地(水田に限る)の1/2を超えていること。</p> <p>③ 定款等に複数の組織や農業者間での農業機械の利用調整、複数の組織や農業者からの農作業受委託調整などを行うことが明記されていること。</p> <p>④ 将来的に、地区内農用地の2/3以上の耕作面積について関与する目標を有する組織であること。</p>	<p>6 本事業で整備する機械の受益となる農用地のうち、構成員以外の者からの農作業受託面積及び借入耕地面積の合計が、受益面積の概ね50%を超える計画であること。</p> <p>上記1～4に加え以下の要件を満たすこと。</p> <p>7 広域の組織を設立後、4年度目以内であること。(設立した年度を1年度目とする。)</p>	

改正後				現行			
事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件
2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業	この事業は、新品種の導入や新規需要への対応など、消費者等が求める売れる米・麦・大豆づくりに必要な次の掲げる活動を行う事業とする。 1 新品種等の地域対応型マニュアル策定 2 高付加価値型生産技術確立実証ほの設置（堆肥の導入含む） 3 技術普及に関する研修会の開催 4 農商工等関係者とのものづくり検討会の開催 5 新品種等の実需者及び消費者の評価調査 6 その他事業目的の達成に必要な活動	1 農業者の組織する団体 2 農業協同組合	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。 また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。	2 売れる米・麦・大豆づくり推進事業	この事業は、新品種の導入や新規需要への対応など、消費者等が求める売れる米・麦・大豆づくりに必要な次の掲げる活動を行う事業とする。 1 新品種等の地域対応型マニュアル策定 2 高付加価値型生産技術確立実証ほの設置（堆肥の導入含む） 3 技術普及に関する研修会の開催 4 農商工等関係者とのものづくり検討会の開催 5 新品種等の実需者及び消費者の評価調査 6 その他事業目的の達成に必要な活動	1 農業者の組織する団体 2 農業協同組合	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること。 また、事業実施主体が農業協同組合の場合は、稲わら及び麦わらの有効活用に向けた取組を実施していること。

別記1 第1 【略】

第2 補助対象機械・施設ごとの利用規模の下限面積等

1 超省力・低コスト化タイプ・888 推進タイプ

補助対象機械・施設	下限面積 (ha)		留意事項
	平坦	山麓・山間	
水稻直播用機械			
ショットガン直播機	11.5	8.0	・トラクター装着用打ち込み式代かき同時播種機
乗用湛水直播機			
4条	—	2.0	・表面播種複合機又は土中播種複合機
6条	11.0	—	
8条	14.5	—	
トラクターアタッチ乾田直播機			
4条	8.5	—	・逆転ロータリー専用表層散播機
6条	9.5	—	
大豆不耕起播機	5.0		
レーザーレベラー	12.5	11.5	

別記1 第1 【略】

第2 補助対象機械・施設ごとの利用規模の下限面積等

1 超省力・低コスト化タイプ・888 推進タイプ

補助対象機械・施設	下限面積 (ha)		留意事項
	平坦	山麓・山間	
水稻直播用機械			
ショットガン直播機	11.5	8.0	・トラクター装着用打ち込み式代かき同時播種機
乗用湛水直播機			
4条	—	2.0	・表面播種複合機又は土中播種複合機
6条	11.0	—	
8条	14.5	—	
トラクターアタッチ乾田直播機			
4条	8.5	—	・逆転ロータリー専用表層散播機
6条	9.5	—	
大豆不耕起播機	5.0		
レーザーレベラー	12.5	11.5	

改正後

現行

トラクターカルチ	8.0	・トラクター牽引式で2連式のものとする。		
大豆コンバイン	13.0	・チョッパー及びスプレッダーを含む。		
トラクター				
<u>20PS クラス</u> <u>(15～24ps)</u>	4.0	3.0	・ロータリーを含む。 (代掻き用ハローは対象外)	
<u>30PS クラス</u> <u>(25～34ps)</u>	7.0	6.0		
<u>40～50PS クラス</u> <u>(35～54ps)</u>	10.0	8.5		
<u>60～80PS クラス</u> <u>(55～84ps)</u>	14.5	12.5		
<u>90PS クラス以上</u> <u>(85ps 以上)</u>	17.5	—		
田植機				
乗用型 4～5 条	5.5	5.0		
乗用型 6 条	9.5	8.5		
乗用型 8 条	12.0	11.0		
乗用型 10 条以上	14.5	13.5		
自脱型コンバイン				
3 条	水稻	7.0	5.5	
	麦	9.0	8.5	
4 条	水稻	10.5	8.5	
	麦	13.5	12.5	
5 条	水稻	15.0	13.0	
	麦	20.5	18.5	
8 条	水稻	21.5	—	
	麦	32.0	—	
農業用機械倉庫	—	—	・農業機械の大きさ及び台数に見合った床面積及び高さとしてすること。 ・オペレーター室を含む。	
その他革新技術の導入等に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設	—	—	・機械・施設の導入の必要性を整理し、事業実施計画の承認申請と併せて、知事特認調書（別紙D）を提出すること。	

1 表中の「—」は、県農業機械導入計画に利用規模の下限面積の設定がないものを表す（以下同じ）。
2 表中の「平坦」、「山麓・山間」は、県農業機械導入計画第2章第1項2の地域区分による（以下同じ）。

トラクターカルチ	8.0	・トラクター牽引式で2連式のものとする。		
大豆コンバイン	13.0	・チョッパー及びスプレッダーを含む。		
トラクター				
15～24ps	4.0	3.0	・ロータリーを含む。 (代掻き用ハローは対象外)	
25～34ps	7.0	6.0		
35～54ps	10.0	8.5		
55～84ps	14.5	12.5		
85ps 以上	17.5	—		
田植機				
乗用型 4～5 条	5.5	5.0		
乗用型 6 条	9.5	8.5		
乗用型 8 条	12.0	11.0		
乗用型 10 条以上	14.5	13.5		
自脱型コンバイン				
3 条	水稻	7.0	5.5	
	麦	9.0	8.5	
4 条	水稻	10.5	8.5	
	麦	13.5	12.5	
5 条	水稻	15.0	13.0	
	麦	20.5	18.5	
8 条	水稻	21.5	—	
	麦	32.0	—	
農業用機械倉庫	—	—	・農業機械の大きさ及び台数に見合った床面積及び高さとしてすること。 ・オペレーター室を含む。	
その他革新技術の導入等に当たり知事が特に必要と認めた機械・施設	—	—	・機械・施設の導入の必要性を整理し、事業実施計画の承認申請と併せて、知事特認調書（別紙D）を提出すること。	

1 表中の「—」は、県農業機械導入計画に利用規模の下限面積の設定がないものを表す（以下同じ）。
2 表中の「平坦」、「山麓・山間」は、県農業機械導入計画第2章第1項2の地域区分による（以下同じ）。